

発議案第2号

天理市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

標記の件につき、別紙のとおり地方自治法第112条及び天理市議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和7年3月21日提出

天理市議会議員	東 田 匡 弘
〃	鳥 山 淳 一
〃	内 田 智 之
〃	神 田 和 彦
〃	山 田 哲 生
〃	市 本 貴 志

天理市議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例

天理市議会の個人情報保護に関する条例（令和5年3月天理市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「。以下」を「。第20条において」に改め、同条第10項中「以下」を「別表において」に、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第2項第3号中「、公営企業管理者」を削り、同条第5項中「及び第29条」を削る。

第17条第1項中「以下」を「第3項において」に改め、同条第2項第1号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第18条第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「この章において」及び「この章及び第48条において」を削る。

第26条第1項中「60日以内」を「44日以内」に改める。

第27条第2項中「この章において」を削る。

第31条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第32条第3項中「この章において」を削る。

第38条第1項中「この章において」を削り、同条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第39条第3項中「この章において」を削る。

第47条中「第4章」を「前章」に改める。

第48条中「保有個人情報の特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

第52条から第54条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

別表第38条第1項第1号の項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第10項の改正規定（「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める部分に限る。）及び第12条第

2 項第 3 号の改正規定並びに別表第38条第 1 項第 1 号の項の改正規定は令和 7 年 4 月 1 日から、第52条から第54条までの改正規定及び次項の規定は令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。